

保護者 様

安曇野市教育委員会事務局 学校教育課

令和5年度 特別支援教育就学奨励費のご案内

安曇野市教育委員会では、特別支援学級に入級している児童生徒または学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対し、就学に係る経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給しています。

受給を希望される方は、下記事項を確認いただき、別紙「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書兼申請書」をご記入のうえ、提出期限までに通学している学校へ提出してください。

記

1. 提出書類

- 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書兼申請書」

【令和5年1月1日に安曇野市以外に住民票がある同一生計世帯員がいる方のみ】

- 該当する方の令和5年度（令和4年分）所得課税扶養証明書…注意事項（2）参照

2. 提出期限 令和5年9月1日（金）

3. 提出先 通学している小・中学校

※該当となるお子さんが小・中学校それぞれにいる場合は、学校ごとに申請書を提出ください。

4. 注意事項

(1) 調書兼申請書の書き方

- ・記入例を参考に、太枠内を記入ください。
- ・「学校名、学年、特別支援学級等（申請時）」欄は、申請日時点の学校・学年・学級名を記入してください。
- ・「世帯の状況」欄は、前年（令和4年）12月末日時点の同一生計世帯員（同居の方、単身赴任の方など）について記入してください。また、「満年齢」、「在学学校名・学年（特別支援学級通級の在籍）」についても、前年12月末日時点の年齢・学年等を記入してください。
- ・同意書欄の署名と押印及び振込先口座の記入漏れにご注意ください。
- ・振込先口座は、申請者（保護者）と同じ名義の口座を記入してください。

(2) 令和5年1月1日に安曇野市以外に住所がある同一生計世帯員がいる方

- ・令和5年1月1日時点で、安曇野市に住民票がない成人の同一生計世帯員（学生等で扶養対象となっている方を除く）は、令和5年度（令和4年分）所得課税扶養証明書の提出が必要です。前住所地において、該当者全員の証明書を取得し、原本又は写しを申請書とともに提出してください。

※所得課税扶養証明書…所得額、控除額、扶養人数等が分かる証明書

【裏面も確認ください】

(3) その他

- **同一年計世帯員全員の給与や年金などの前年所得などに基づく認定審査を行います。審査結果は10月上旬以降に学校を通じてお知らせします。**
- 学用品・通学用品費、校外学習費、学校給食費、新入学児童生徒学用品、修学旅行費のうち、該当する費目について年数回に分けて支給をいたします。
- 生活保護費を受給している方は、修学旅行費のみが支給対象となります。
- **就学援助費との重複受給はできません（令和5年度 就学援助費を受給している方は対象外）。**

ご不明な点は、安曇野市教育委員会事務局 学校教育課までお問い合わせください。

＜学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の参考＞

学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

安曇野市教育委員会事務局
学校教育課 学校教育担当
係長：堀内 雅文 担当：宮島 愛美
電話：0263-71-2460（直通）